

教職課程

教職課程（大学院）

1 本学で取得できる教員免許状の種類と教科

1. 1 大学院 工学研究科

研究科	専攻	教育研究分野	免許状の種類・教科
工学研究科 博士前期課程	機械工学専攻	エネルギー工学教育研究分野	中学校教諭専修免許状（技術）
		機械システム工学教育研究分野	高等学校教諭専修免許状（工業）
	情報システム専攻	電子工学教育研究分野 先端材料教育研究分野 量子物性教育研究分野	中学校教諭専修免許状（技術）
		情報工学教育研究分野	高等学校教諭専修免許状（情報）
		電子工学教育研究分野 先端材料教育研究分野 量子物性教育研究分野	高等学校教諭専修免許状（工業）
	生命環境化学専攻	材料化学教育研究分野 環境化学教育研究分野 生命化学教育研究分野	中学校教諭専修免許状（理科）
			高等学校教諭専修免許状（理科）

2 教職課程の登録方法

2. 1 在学生

専修免許状を取得するためには、本学の教職課程に登録する必要があります。教職課程の登録は、1年次に行ってください。

入学した専攻で取得できる専修免許状の種類・教科と、学部で取得した1種免許状の種類・教科が異なる場合は、専修免許状を取得することはできません。また、専攻によっては、専修免許状を取得できる・取得できない研究室〔教育研究分野〕がありますので、専修免許状の取得を希望する学生は、事前に教務課教職課程で確認してください。

(1) 教職ガイダンス

前期（4月）に「教職ガイダンス」を実施します。教職ガイダンスでは、教員免許状取得のための重要な説明を行いますので欠席は認めません。

やむを得ない理由により出席できない場合には、事前に教務課教職課程まで連絡してください。

(2) 教職課程の登録方法

教職課程に登録する時は、「教職課程履修者登録票」を教職ガイダンスで提示する期限までに教務課教職課程へ提出してください。

(3) 教職課程からの連絡

教職課程からの連絡は、「26号館前の掲示板」及び「30号館1階掲示板」を通じて行います。毎日必ず、教職課程の掲示板を確認してください。

3 専修免許状取得に必要な単位の修得方法

本学で中学校教諭又は高等学校教諭専修免許状を取得するためには、前項の「2. 教職課程の登録方法」に記載している手続きの他に、次の表のとおり基礎資格を有し中学校教諭又は高等学校教諭1種免許状を基礎にして、各専攻で定める「教科に関する科目」の単位を24単位以上修得する必要があります。

中学校教諭又は高等学校教諭1種免許状を取得していない場合は、1種免許状を取得する必要があります。

3.1 専修免許状取得に必要な科目の単位数

免許状の種類	基礎資格	免許法施行規則第66条の6に定める科目	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目		合計
中学校教諭1種免許状(各教科)	学士の学位を有すること	8単位	20単位	31単位	8単位		67単位
中学校教諭専修免許状(各教科)	修士の学位を有すること	中学校教諭1種免許状取得			24単位		91単位
高等学校教諭1種免許状(各教科)	学士の学位を有すること	8単位	20単位	23単位	16単位		67単位
高等学校教諭専修免許状(各教科)	修士の学位を有すること	高等学校教諭1種免許状取得			24単位		91単位

3.2 専修免許状取得に必要な科目の単位等の詳細

(1) 基礎資格

基礎資格の「修士の学位を有すること」は、本学の大学院工学研究科博士前期課程を修了することで充足されます。

(2) 教科又は教職に関する科目(24単位)

工学研究科規程別表2に記載している各専攻で定める「教科に関する科目」の単位を24単位以上修得することで充足されます。

4 専修免許状の申請

教員免許状は、教育職員免許法第5条第2項により、各都道府県教育委員会が授与するものです。したがって教員免許法に定める単位を修得した者は、原則的には個人が住居する都道府県教育委員会に免許状授与の申請をすることによって教員免許状を取得することができます。

教員免許状の申請には、一括申請と個人申請があります。

(1) 一括申請

一括申請とは、教員免許状取得に必要なすべての単位を修得している（見込みも含む）学生の便宜を図るために、一定の要件を満たす者について大学が一括して埼玉県教育委員会に免許申請を行うことです。詳細については、教員免許状一括申請説明会で説明します。一括申請者には、卒業式終了後に開催する教員免許状授与式で免許状を授与します。

【一括申請の要件】

- 1) 3月卒業見込みの者（在学中の個人の免許状申請はできません。）
- 2) 教育職員免許法第5条別表第1の方法で単位を修得した者
- 3) 教員免許状取得に必要なすべての単位を修得している者（見込みも含む。）

(2) 個人申請

個人申請とは、前項の一括申請の要件に該当しない場合には、卒業後、各自が直接、住居する都道府県教育委員会に個人申請を行うことです。教育委員会によっては、手続き書類の様式が異なりますから、事前に申請する教育委員会に確認をしてから手続きを行うようにしてください。

5 教員採用試験

教員採用試験は4月下旬～5月上旬にかけて願書の配布が行われます。各都道府県の教育委員会に問い合わせて、願書を取り寄せてください。

教育実習先が公立学校の場合、教員採用試験の受験が教育実習受け入れの条件となっている場合が多いので、願書の提出締め切りは必ず確認してください。教員採用試験の受験案内は、公立学校の場合、各都道府県のホームページで確認することができます。

6 模擬試験・教職学生ボランティア

模擬試験・資格試験・教職学生ボランティアを実施する場合は、教職ガイダンス及び教職課程掲示板でお知らせします。教務課教職課程で申し込みの手続きをしてください。

教員志望の学生は、早期の教員採用試験対策が必要不可欠です。積極的に参加してください。

7 教職センターの利用（相談・支援）

教職センターでは、教員を目指している学生のために、教職関係の履修指導、教職相談、教職学生ボランティア等への参加、教員採用試験対策など教員になるための支援・相談を行っています。場所は26号館7階「教職センター室」・時間は月曜日～金曜日 11:00～16:10（担当が授業等でいない場合があります。）